

JCS 日本語学校ダンス校会則

(2024 年 10 月 25 日改定)

第 1 章 総則

- 第 1 条 (名称) 本校は、JCS 日本語学校ダンス校と称する。
- 第 2 条 (所在地) 本校は、所在地をシドニーに置く。
- 第 3 条 (目的) 本校は、シドニーに居住する日本人子女に日本語教育の提供を目的に、日本文化を積極的に取り入れて言語及び文化の継承を図り、日系コミュニティの発展に寄与するため学校教育を実践する。

第 2 章 会員

- 第 4 条 (会員) 本校の会員は、次の通りとする。
- (1) JCS の正会員である本校の保護者
- (2) JCS の教育担当理事及び会長、事務局長

第 3 章 役員

- 第 5 条 (役員) 本校に以下の運営委員 (役員) を置く。
- 代表 1 名
- 副代表 1 名
- 教務先生 1 名
- 教務生徒 1 名
- 総務 1 名
- 事務 1 名
- なお、運営委員 (役員) の職務の統合、または、分掌による役員の減員または増員は、運営委員会の決議と総会の承認により可能とする。
- 第 6 条 (役員の選任) 運営役員は総会において承認される。但し、任期途中の運営役員交代に関しては直後の保護者会で承認を得ることとする。運営役員は、会員以外からも選出ができる。
- 第 7 条 (役員の職務) 運営役員は学校の運営にかかわる事項について討議・決定し担当する。
- 代表は学校を代表し、総会、運営委員会を招集し、会務を統轄する。
- また、JCS 専門理事を兼務する。
- 副代表は、学校管理、現地校との連絡、イベント係との連携を取り行事、イベントを補佐する。会議や保護者会の議題の作成と議長として会議を進行し、また、学校の運営に関するフィードバックを得るアンケート等を取り扱う。

教務先生は、教員との契約、面接、代講手配、教員研修、クラス編成などを担当。
学級単位の保護者会や参観等の手配を行う。また、学級へのヘルパーやボランティアの調整を担当する。

教務生徒は、生徒の入学・編入・休学・退学手続き、生徒リストの管理と通達、皆勤賞やその褒賞の管理を行う。また、生徒が受けられる補助金、グラントの申請手続き等も担当する。

総務は、学費等の納入の通知や確認を行う。ファンドレイジング、教材一括注文を担当する。予算案の作成、給与の管理等、会計処理全般を行う。

事務は、当番業務ロスターを作成し、事務室の備品を管理する。またニュースレターなど学校活動の広報、会議の記録を担当する。

その他運営に関する全ての事項を全役員が協力、討議し決定することができる。

運営委員は、運営にあたりその権限の全てまたは一部を他に委ねることができる。

第 8 条（役員の任期） 運営役員の任期は、最低 1 年間（4 学期間相当）とし、任期の終了までに次役員に業務の引継ぎを行い、円滑に業務を移行する。

第 8 条補（準役員） 本校に準役員として、イベント係を置く。イベント係は季節行事、校内行事等役員と協力し合って主に運営実施し、1 名の場合は 1 年任期、2 名の場合は 2 年の任期を務める。任期を満了により、役員任期を満了したと同等とみなす。ただし次期の係への引継ぎを行い、円滑な業務の移行につとめることとする。

第 9 条（役員の解任） 運営役員が以下の一つに該当する時は、総会において解任することができる。

- （1）心身の故障等により、職務の遂行が行なえない場合。
- （2）職務上の義務違反、その他運営役員としてふさわしくない行為が認められるとき。

第 4 章 組織

第 10 条（組織） 本校は、総会及び運営委員会を有する。総会及び運営委員会は代表が招集する。総会及び運営委員会の議長は代表または副代表を務める。通常の議長不在時には出席の委員の中から選出する。

第 11 条（総会） 総会は、本校の生徒の保護者によって構成する。
総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年二学期に行う。
臨時総会は、議決権をもつ三分の一以上の保護者の要請により委員会が速やかに開催する。

第 12 条（招集） 総会の召集は、会議の目的事項、日時及び場所を示した書面により、開催の 7 日前までに、保護者に通知する。

第 13 条（決議事項） 総会は、会則に定めるもののほか、以下の事項を決議する。

- （1）事業報告、及び収支決算
- （2）事業計画、及び収支予算

第 14 条（議決） 総会の議決権は、在校生徒数を問わず一家族一票とする。
総会の成立には半数以上の保護者の出席が必要とする。
なお、出席出来ない場合は、委任状をもって出席に代えることができるものとする。委任状を提出する場合は議決権を議長に一任するものとする。

総会での議決は、出席者の過半数の賛成をもって成立するものとする。
出席できない家族からの意見も遍く汲む必要性をもって事前議決投票が設定された場合は、欠席予定の保護者は事前議決投票を行うことができ、この場合は委任状を必要としない。
総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 第 15 条（委員会） 本校は、運営委員会を有する。（以下、委員会）
委員会は代表を含む運営委員（通称：役員）によって構成する。
委員会は学校の運営にかかわる以下の事項について決定する。
役員、教員の会議召集。
役員、教員の任免に関する事項。
外部団体との交渉に関する事項。
その他運営に関する全ての事項。
教育現場における助言及び援助。
役員の職務内容と運営に関する事項は別途「委員会規定」に定める。
- 第 16 条（保護者会） 保護者との相互理解を深めるため保護者会を開催する。
保護者は、毎授業日に、分担された保護者が当番の仕事を行う。
- 第 17 条（教員） 本校は、本校教員を有する。
教員は、当該年度の学習指導計画及び授業計画を作成する。
教員は、年齢と日本語能力を考慮した学級編成を行う。
教員は、学校運営に関する事項を実施するため、学期に一度 TC 会議に出席する。
教員の仕事内容は別途「教員業務規定」に定める。

第 5 章 教育

- 第 18 条（年度） 本校は原則として、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる 1 年間を年度とする。
- 第 19 条（学期） 本校は、4 学期制とする。 また、CLS 校の標準に倣い、年間 35 週以上の授業を提供する。
- 第 20 条（入学） 本校へ入学、編入する生徒は、JCS の会員子女であること。
本校へ入学、編入学する生徒の保護者は「入学条件」に同意する必要がある。
- 第 21 条（授業） 本校は週 3 時間授業を標準とし、日本語及び日本文化教育を実施する。
また、日本文化教育を目的とした学校行事を、1 学期に 1 回を標準とし、実施する。
- 第 21 条補 選挙等で校舎が使用できない場合は教員と運営委員会の協議により、休校もしくはオンライン授業を選択することができる。休校を選んだ場合でも年度に 1 度のみの休校、年間 35 週以上の授業提供が可能な場合は授業料の返金または次学期授業料の減額は行わない。

第6章 資産及び会計

第22条（会計年度） 本校の会計は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

また、本校の会計は、JCS本体の会計に含まれて、会計報告を行うものとする。

第23条（資産） 本校の資産は、以下をもって構成する。

- （1）入学金
- （2）授業料
- （3）政府補助金
- （4）寄付金品
- （5）事業に伴う収入
- （6）資産から生じる収入
- （7）本校所有のその他の動産及び不動産

第7章 会則の改正及び解散

第24条（会則改正） 本会則の改正は委員会が審議・決議し、教育支援委員会と総会の承認を得て成立する。

第25条（解散） 本校は、JCSの承認を得なければ解散できない。

第26条（財産の処分） 本校の解散に基づく財産の処分は、JCSに委ねられる。

第27条（補則） 本会則に定めるもののほか、本校の運営上必要で、かつ規定のないものについては、JCSの会則に準拠するものとする。

シドニー日本クラブ日本語学校

1. 沿革・目的

シドニー日本クラブ日本語学校（以下 JCS 日本語学校）は、非営利法人シドニー日本クラブ（Japan Club of Sydney Incorporated、以下 JCS）の事業の一環である日本語学校として設立された。シドニーに居住する日本人の子女に対する日本語教育の提供を目的とし、日本文化を積極的に取り入れ、言語及び文化の継承を図り、日系コミュニティの発展に寄与するため、学校教育を実践する。

2. 組織・活動

JCS の事業活動のひとつとしての日本語学校は、教育支援委員会の下で学校運営を行ない、日常的な学校運営は保護者から選出された運営委員により行なう。また、日本政府による検定済国語教科書を主に使用し、さらに日本人定住者の子女に適した教育プログラムを考案、実施していく。その一環として、家庭内で使用する親の母語を学び使用することで母国の文化をオーストラリアに根付かせる機能を果たす「（文化）継承語」としての日本語教育を実践する。

3. 教育支援委員会

JCS は教育支援委員会を組織して、JCS 日本語学校の運営を監査し、安定した学校運営を図り、そのための諮問と意思決定を行なう。また、継続的、持続的な学校運営を遂行するために、運営委員会に対して運営に係る手続きや要件に係る規定の整備等を委任されるものとする。